（前のページより続き）


○警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令（同二三）　六六
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務四）　六六
○財務省定員規則の一部を改正する省令（財務五）　六六
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（文部科学九）　六九
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（同一〇）　六九
○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四一）　七二
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（同四二）　七二
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（農林水産二〇）　七五
○漁港漁場整備法施行規則の一部を改正する省令（同二一）　七五
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（国土交通一六）　七八
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境九）　七八

〔訓　令〕

○検察庁事務章程の一部を改正する訓令（法務一）　八二

〔告　示〕

○少年院種類表の一部を改正する件（法務六三）　八四
○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産六四二）　八六


## 〔官庁報告〕

### 官庁事項

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）
国家安全保障局に企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）
内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）



## 本号で公布された法令のあらまし

**◇内閣官房組織令の一部を改正する政令**（政令第八七号）（内閣官房）

1　内閣審議官の定数を六五人とすることとした。（第六条第三項関係）
2　内閣参事官の定数を九一人とすることとした。（第八条第三項関係）
3　この政令は令和四年四月一日から施行することとした。

**◇郵政民営化委員会令の一部を改正する政令**（政令第八八号）（内閣官房）

1　郵政民営化委員会の事務局に置かれる参事官を減員することとした。（本則関係）
2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

**◇デジタル庁組織令の一部を改正する政令**（政令第八九号）（デジタル庁）

1　デジタル庁に置く審議官のうち併任の者について、定数を設定しないこととした。（第二条関係）
2　デジタル庁に参事官を一人増設することとした。（第三条関係）
3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

**◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令**（政令第九〇号）（内閣府本府）

1　大臣官房に置かれる審議官の定数を改めることとした。（第八条関係）
2　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第九条関係）
3　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

**◇個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令**（政令第九一号）（個人情報保護委員会）

1　個人情報保護委員会の事務局に置く参事官を五人とすることとした。（本則関係）
2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

**◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令**（政令第九二号）（内閣官房）

1　令和四年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。
2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

**◇総務省組織令の一部を改正する政令**（政令第九三号）（総務省）

1　自治財政局調整課の所掌事務を変更することとした。（第五七条関係）
2　サイバーセキュリティ統括官のつかさどる職務を助ける参事官を三人から二人に変更することとした。（第一二〇条関係）
3　第一二〇条第一項の参事官のうち一人の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第二一条関係）
4　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

**◇法務省組織令の一部を改正する政令**（政令第九四号）（法務省）

1　刑事局及び矯正局に参事官各一人を増設することとした。（第一二条及び附則第三項関係）
2　保護局総務課及び同局更生保護振興課の所掌事務を変更することとした。（第四一条及び第四二条関係）
3　出入国在留管理庁に公文書監理官一人を設置することとした。（第七〇条関係）
4　出入国在留管理庁出入国管理部審判課及び同部警備課の所掌事務を変更することとした。（第七九条及び第八〇条関係）
5　民事局に置かれる参事官一人の設置期間の特例を延長することとした。（附則第二項関係）
6　その他所要の規定の整備を行うこととした。
7　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。